

**Subject:** Re: 土地家屋調査士会が「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務がおこなえる法律根拠について  
**From:** “法務省(送信専用)” <houmu-mail1-kaitou@moj.go.jp>  
**Date:** 2012/10/23 13:43  
**To:** touki@siren.ocn.ne.jp

メールを拝見いたしました。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）上の認証審査に当たっては、申請者の所管省庁等とも協議の上、適切に認証業務を行っております。なお、同法上、認証を受けることができる事業者の範囲について特段の制限はなく、法人や、いわゆる権利能力なき社団・財団のほか、個人も認証を受けることは可能です。

土地家屋調査士会が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に規定する民間紛争解決手続の業務を行うことは、土地家屋調査士法に違反するものではないと考えられます。

法務省  
(ご注意)

このメールの差出人メールアドレスは送信専用であり、受信することはできません。法務省に対するご意見・ご提案がございましたら、次のURLをクリックして表示されるメールフォームからお願いします。

<https://www.moj.go.jp/mojmail/kouhouinput.php>